

## 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2023 年 9 月 1 日

久光製薬株式会社

久光ウエルネス株式会社

2023年9月1日

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地  
久光製薬株式会社  
代表取締役社長 中富 一榮

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号  
久光ウエルネス株式会社  
代表取締役 井本 隆文

### 吸収分割に係る事後開示事項

久光製薬株式会社(以下「久光製薬」といいます。)及び久光ウエルネス株式会社(以下「久光ウエルネス」といいます。)は、2023年7月13日付で両社の間で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2023年9月1日を効力発生日として、久光製薬の医薬品及び健康食品等の通信販売並びにこれに附帯する事業に関して有する権利義務の一部を久光ウエルネスに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。本吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づき、それぞれ事後に開示すべき事項は次のとおりです。

#### 記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2023年9月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

- (1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

久光製薬においては、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行いました。そのため、久光製薬の株主は会社法第784条の2の規定に基づき本吸収分割の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当します。そのため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

久光製薬は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 7 月 24 日付で、官報及び電子公告にて公告いたしました。本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

久光ウエルネスの株主は久光製薬のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本吸収分割の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

久光製薬は、久光ウエルネスの発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

久光ウエルネスは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 7 月 24 日付で、官報にて公告いたしました。本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、久光ウエルネスには各別の催

告を行うべき知れている債権者は存在しません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

久光ウエルネスは、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 9 月 1 日をもって、久光製薬の医薬品及び健康食品等の通信販売並びにこれに附帯する事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。

なお、久光ウエルネスが本吸収分割により久光製薬から承継した資産の額は 115 百万円(2023 年 2 月期)であり、負債の額は 0 円(2023 年 2 月期)です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2023 年 9 月 1 日(予定)

6. その他本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上